	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(6)	四
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7)	四
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	二

（注1）　この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、個人での実践における倫理、ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントの演習(1)リハビリテーションの活用に関する事例及び課題の設定、ケアマネジメントの演習(2)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(3)認知症に関する事例、ケアマネジメントの演習(4)入退院時等における医療との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習(5)家族への支援の視点が必要な事例、ケアマネジメントの演習(6)社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習(7)状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例及び研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。

（注2）　修了評価を実施すること。

○厚生労働省告示第二百四十九号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年六月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

表を次のように改める。

区分	科目	時間数
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	五
	ケアマネジメント（居宅介護支援、施設におけるサービスの利用援助及び施設サービス計画の作成、防支援をいう。以下同じ。）の実践における倫理的な課題に対する支援	二
	ターミナルケア	三
	人材育成及び業務管理	三
	運営管理におけるリスクマネジメント	三
講義及び演習	地域援助技術	六
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	六
	対人援助者監督指導	十八
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	二十四

（注）　修了評価を実施すること。

○厚生労働省告示第二百五十号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の三十三第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成十八年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われている講習については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年六月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

表を次のように改める。

区分	科目	時間数
講義	一　福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1)　福祉用具の役割	一
	(2)　福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	一
	二　介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1)　介護保険制度等の考え方と仕組み	二
	(2)　介護サービスにおける視点	二
	三　高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1)　からだとこころの理解	六
	(2)　リハビリテーション	二
	(3)　高齢者の日常生活の理解	二
	(4)　介護技術	四
	(5)　住環境と住宅改修	二
演習	四　個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1)　福祉用具の特徴	八
	(2)　福祉用具の活用	八
講義	五　福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
	(1)　福祉用具の供給の仕組み	二
	(2)　福祉用具貸与計画等の意義と活用	五
演習	六　福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	五

（注）　右記とは別に、筆記の方法による修了評価（一時間程度）を実施すること。